

歌志内市議会会議録

第5日目（平成29年3月16日）

（午前 9時54分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席しております議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番酒井雅勝さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、条例・予算等審査特別委員会委員長より報告1件、湯浅議員外からの意見書案5件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第3 報告第2号議案第3号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、平成29年3月7日条例・予算等審査特別委員会付託、議案第15号平成29年度歌志内市一般会計予算、議案第16号平成29年度歌志内市営公共下水道特別

会計予算、議案第17号平成29年度歌志内市宮神威岳観光特別会計予算、議案第18号平成29年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第19号平成29年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号平成29年度歌志内市病院事業会計予算、以上、平成29年3月8日、条例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長、本田加津子さん。

○条例・予算等審査特別委員会委員長（本田加津子君）　－登壇－

報告第2号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

当委員会に休会中の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第3号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について。

（平成29年3月7日付託）

議案第15号平成29年度歌志内市一般会計予算。

議案第16号平成29年度歌志内市営公共下水道特別会計予算。

議案第17号平成29年度歌志内市宮神威岳観光特別会計予算。

議案第18号平成29年度歌志内市国民健康保険特別会計予算。

議案第19号平成29年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第20号平成29年度歌志内市病院事業会計予算。

（平成29年3月8日付託）

2、審査の経過。

3月13日、14日、15日の3日間、本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

議案第15号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、議案第3号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号については、委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君）　これより、条例予算等審査特別委員会長の報告のうち議案第15号平成29年度歌志内市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君）　議案第15号平成29年度歌志内市一般会計予算に対して反対の立場から討論を行いたいと思います。

今回の新年度予算では、市民誰もが住んでいてよかったと実感できる内容の予算になっているか、また、市民に寄り添った予算になっているかということでもあります。

市民は、本来なら誰もが生きがいを持って充実した生活を送りたいと願っているはずなのに、今、政府が進める社会保障切り捨ての格好の標的にされ生活に直結する年金の削減、医療

保険料の負担増や給付の削減、また、消費税の大増税が予定されている中で、家庭消費はふえず労働者の賃金も、中小企業などはなかなか上がらず、一日一日をやっと生活している状況であります。市民の願いとは真逆に進んでいるのが現状ではないでしょうか。

当市においては昨年からスタートした歌志内市総合計画に沿って市政執行方針と教育行政執行方針が打ち出され、その内容を平成29年度予算に反映されておりますが、市民誰もが望んでいる生きがいを持って充実した生活に直結した施策がわかりやすく、はっきりとした形で反映されているでしょうか。

地方交付税に依存した非常に厳しい財政状況の中で、市民主体のまちづくりを行うには市民サービスの向上のために話し合いや交渉の場にきちんと行政がつき、市民ニーズの把握と行政情報の共有を柔軟に対応していくべきと考えます。

また本予算には、多くの新規事業が盛り込まれておりますが、選択と集中で真っ先に取り組むべきは、社会保障の削減などで生活が困難になっている市民に対しても、それにかわる施策が求められているのではないのでしょうか。

子育て世代の負担軽減として修学旅行の全学補助や健康増進のためにがん検診のワンコイン化など、若干の市民負担の軽減策が盛り込まれておりますが、そのほかに、大きな市民負担を軽減する施策が数字としてあらわれていないように思います。

国が進める社会保障の切り捨て方針に従って、行政施策を行うことは仕方ない部分もありますが、そうであれば、なおさら市独自の市民に寄り添った予算が必要ではないかと思えます。

ワイン用ぶどう試験栽培や認定こども園などがどのような市民サービスの向上につながるのか、また中学生の大学キャンパス訪問事業も、それに付随する家計を圧迫しない大事な支援が必要であると考えます。

また、国などが進める行政システムのクラウド化や戸籍総合管理システムの運用などは、市民福祉向上に直結する事業なのか大きな疑問があります。

人口減少や少子高齢化問題が本予算でどのように改善されるのか、今までの支援、補助事業などは、大きく変わりなく継続されておりますが、それはやめるわけにはいかない事業であり、それ以外で市民に寄り添った思いやりのある予算となっているかは大きな疑問が残る中身であります。

よって、平成29年度歌志内市一般会計予算には賛成の立場はとれませんので、反対といたします。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありましたので、賛成する議員の発言を求めます。

山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ただいまの委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

平成29年度の一般会計予算については、認定こども園の新築や児童生徒の修学旅行費全額助成、プレミアム付き商品券発行事業、がん検診のワンコイン化、認知症地域支援推進員の配置など、平成28年度からスタートした歌志内市総合計画の基本理念であるみんなでつくる笑顔あふれるまちの実現に向け、各種事業の着実に取り組んでいくために、限られた財源を効果的に活用した予算であるものと考えますので、委員長報告に対し賛成の討論といたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第15号について、起立により採決を行います。

この本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、条例予算等審査特別委員長の報告のうち、議案第3号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号平成29年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第17号平成29年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算、議案第18号平成29年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第19号平成29年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号平成29年度歌志内市病院事業会計予算、これまでの6件について、質疑及び討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに一括採決することに決しました。

これより、議案第3号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号までの6件について、一括採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号までの6件については、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

意見書案第1号から意見書案第3号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第1号から日程第6 意見書案第3号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第1号過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書（案）、意見書案第2号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書（案）、意見書案第3号無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書（案）

昨年に平成27年国勢調査の結果がまとまり、調査開始以来、初めての人口減少が明らかに

なった。国勢調査に基づき、人口減少率、高齢者比率及び若年者比率、財政力指数などを見直すと、新たに過疎地域に追加されるべき自治体が増えることが予想されている。

進行する人口減少は過疎地域でより大きく、平成27年国勢調査における平成22年対比での全国の人口は、0.8%減だったのに対し、過疎地域での人口は7.9%減であった。

この現状を踏まえると、過疎地域の財政状況は厳しさを増し、過疎対策事業債の需要は大きくなることが予想される。そこで、過疎対策事業債の対象事業を拡充することなど、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 平成27年国勢調査に基づく過疎地域の指定に当たっては、平成22年の改正及び平成26年の改正と同様に現行過疎市町村に追加して指定すること。
2. 過疎対策事業債の対象事業に、上水道に移行した旧簡易水道施設の整備及び市町村立の大学・専修学校・各種学校・特別支援学校の整備を追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書(案)

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきた。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケートによれば、所在不明な指定工事事業者は約3千者、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、新規の指定のみが規定されるため廃止、休止等の状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定をうけている場合には水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されている。

水道利用者の安心・安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要がある。そこで、建設業と同様に現行制度に更新制を導入することを強く求める。

記

1. 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。
2. 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書(案)

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設備を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

1. 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
2. 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
3. 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第1号過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書（案）につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第1号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

意見書案第2号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第2号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

意見書案第3号無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第3号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

意見書案第4号及び意見書案第5号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 意見書案第4号から日程第8 意見書案第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第4号「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書（案）、意見書案第5号国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティの廃止に係る意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書（案）

2017年度予算案で「要保護世帯」（生活保護世帯と同程度に困窮している世帯）に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が、小学生が現在の2万470円から4万600円に、中学生が2万3,550円から4万7,400円にそれぞれ引き上げられることは、その実現を求めてきていた関係者や父母らから大変喜ばれています。

ところが、生活保護世帯に準ずる程度に困窮する世帯である「準要保護世帯」に対しては、自公政権が2005年に就学援助の国庫補助金を廃止し、一般財源化したことで、支給額や基

準を縮小している自治体が広がりました。さらに、13～15年の生活保護の扶助基準を引き下げた影響により、所得基準が変わったことで就学援助の基準も下がり、対象から外される家庭も増えてあります。

就学援助制度は経済的な困難をかかえる子どもに義務教育を保障するための命綱です。「子どもの貧困」が広がる今こそ就学援助を強めることが求められています。

よって、国においては、生活保護に準じる「準要保護世帯」への国庫補助金を復活・拡充させると同時に、単価に見合った交付税算定額の引き上げを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティの廃止に係る意見書(案)

厚生労働省は、現物給付方式で子ども医療費の助成を行っている自治体に対する国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを、小学校入学前までについて廃止する方針を示した。この廃止は全国知事会をはじめ地方団体から強く要求されていたもので当然の措置です。地方自治体は、厳しい財政事情のもとでも子ども医療費の助成を行い、子育てしやすい環境づくりに努力している地方自治体の取り組みの障害となっていました。

廃止は部分的であり、廃止に伴い生じる財源を、さらなる医療費の助成拡大でなく、ほかの少子化対策に充てるよう市町村に求めるとの報道もあります。さらなる医療費助成拡大は、自治体の独自施策として実施してきたものであり、財源の活用は市町村の判断に任せられるべきです。

子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、すべての都道府県において乳幼児医療費無料化を含むさまざまな助成制度を実施しています。しかし、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として助成対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「療養費払い」など、地域間格差が生じている状況です。

よって、国においては、ペナルティの全面的廃止と廃止に伴い生じる財源を市町村の判断で活用させること。併せて、どこに住んでいても、すべての子どもが等しく育つことのできる環境づくりのために、国として子ども医療費無料を制度化することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

○議長(川野敏夫君) 意見書案第4号準要保護世帯に対する修学援助の拡充を求める意見書(案)については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第4号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

意見書案第5号国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティの廃止に係る意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第5号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第9 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年歌志内市議会第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前10時19分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 酒 井 雅 勝

署名議員 女 鹿 聡